

白石市公式ホームページバナー広告募集要領

1 目的

この要領は、白石市公式ホームページにバナー広告枠を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載枠数、規格等

掲載枠数及び規格は次のとおりとする。

(1) 位置、規格等

- ① 白石市公式ホームページトップページ下部広告欄 16枠（8枠×2段）
- ② サイズ縦60ピクセル×横120ピクセル
- ③ データ形式GIF形式（アニメーションを含む）またはJPEG形式
- ④ データ量20キロバイト以内

3 掲載要件等

掲載できる広告は、白石市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条の各号に規定している各号のいずれにも該当しないものとする。

4 広告料

- (1) 広告枠は1枠当たり、月額4,000円とする。
- (2) 広告を掲載した日が月の初めではない場合、掲載料は日割りしないものとし、1月分の掲載料が発生するものとする。
- (3) 広報しろいしに広告の掲載をした者は、掲載期間と同月を無償で掲載することができる。

5 募集に申し込みできる者

募集に申し込みできる者は、白石市広告掲載基準第5条の規制業種又は事業者に該当しないものとする。

6 募集方法

広告の募集は、広報紙及びホームページにより公募する。

7 広告の申し込み方法

- (1) 広告の申し込みは、白石市有料広告掲載申込書に広告のデータを添付して、広告を掲載しようとする月の2か月前の25日までに提出するものとする。ただし、25日が休日の場合は、休日の翌日とする。
- (2) 広告の申し込みは、1回の申し込みにおいて、同一年度内の掲載申し込みが出来るものとする。

8 掲載の決定

申込受付後、広告主及び広告内容を要綱第12条の規定による広告掲載審査委員会で審査の上、広告掲載の可否を決定し、要綱第6条に規定する白石市有料広告掲載決定（却下）通知書により通知する。この場合において、募集枠を超えたときは、次の順位により決定し、候補者が多数になるときは抽選により決定する。

- （１） 複数月の掲載申し込みをした事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- （２） 市内に本店を有する事業所
- （３） 市内に事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- （４） 宮城県内に本店または事務所、事業所その他これらに類する施設を有する事業者
- （５） （１）～（４）のいずれにも該当しない事業者

9 掲載準備・撤去

掲載する広告の原稿は、広告主が作成するものとし、広告の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

広告の内容が不適当なときは、市は広告主に対し、広告の内容の補正の指示を行い、広告主は広告の内容を補正し、市が指定する日までに補正後の広告を提出するものとする。

10 広告の掲載

掲載の期間は、1か月を単位とし、広告掲載日からその月の末日までとする。

11 責任

広告主は、広告の内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

広告主は、広告の掲載に関して第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12 料金の納付

掲載料金については、白石市有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された納期までに納入して下さい。

既納の広告掲載料金は、原則として還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付するものとします。

- （１） 市の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- （２） 市長が正当な事由があると認めたとき。

13 掲載の取消

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主又は広告の内容が規定する基準等を満たしていないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 指定する期日まで広告掲載料金の納入がないとき。
- (4) 広告内容等の補正の指示に広告主が従わないとき。
- (5) 広告主は広告内容が不適當と判断したとき。

1 4 免責事項

広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、当該事由による広告掲載料の返還、損害の補償等を行わないものとする。

- (1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止。
- (2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーへの不正アクセス、通信回線などの事故、障害による停止。